

## 石井方式の基本原則と実施の方法

石井方式には、二つの基本原則があります。

- (一) 社会で、一般に漢字で表記している言葉は、常に(したがって最初から)漢字で表記して提出しなければならない。初め、かな書きで学習させ、それに習熟させた後に漢字を学習させる、今の学習法は、絶対に止めるべきである。
- (二) 社会科用語は社会科で、理数科用語は理数科で、提出し、指導すべきである。今まで、「国語教科書に提出され、指導されていない漢字は、他教科には提出すべきではない。」とされているが、この考えは改めなければならない。

現在は、石井方式の教科書がありませんので、従来の教科書を、右の原則に照らして、表記を改めることとなります。

その改め方には、かな言葉の上に漢字言葉を印刷した小片を貼りつける。全文を石井方式の表記に改めたプリントを用いる。かな言葉のわきに漢字を書き入れる。……などの方法があります。

の場合は、たとえば、「がっこう」というかなの部分がちょうどまく

隠れるだけの大きさの部分に「学校」とはいるように印刷したものを用意し、子供たちの手で、これを教科書に貼りつけさせます。

私自身は、常にこの方法でやりました。初め数回、子供たちに貼る仕事を指導して行ない、あとは毎回、家庭作業にさせたこともあれば、母親の援助で貼りつけを行なったこともあります。亀田、桃山、富士市須津などでは、学校で国語の時間に貼らせています。時間はかなりかかりますが、貼るために、子供たちが注意して文を読むので、それが良い学習になる、とっております。

ひと口に基本原則と言っても、その適用にかなりの相違があります。



かなの部分隠して漢字の紙をはりつける

亀田では、当用漢字であるかないかにかかわらず、社会で一般に漢字で表記している言葉は、すべて漢字で表記しました。

富士市須津小では、範囲を当用漢字に限り、当用漢字でないものは、かな書きにしました。熱海市桃山小では、最初は、範囲を教育漢字に限り、教育漢字でないものは、かな書きにしました。

学校によれば、学年配当の漢字を、一年または二年早める、という方法を採用しているところもあります。それでも一応石井方式とすることができます。

つまり、同じ教材でも、次のような違いが出てくるわけです。

(亀田小)お百姓は、ぶるぶる震えながら「これはこれは天狗様。私は決して逃げません。その代り、私の願いを聞いて下さい。」と言いました。

(桃山小)お百しょうは、ぶるぶるふるえながら、「これはこれは天ぐ様。私は決してにげません。その代り、私の願いを聞いてください。」と言いました。

こんなに漢字が多い文章では、子供にはとても無理だろうと思いが

ちですが、それはおとなの誤った固定観念で、事實は、子供には、このように漢字の多い文のほうが読みやすいのです。

かなが全部読めれば、かな書きの文は全部読めるはずだ、一年生の子供にはかなばかりの本が読みやすい、と思うのも、誤った固定観念です。

一年生には、初めて読む文は、かなばかりの文でも、なかなか読めるものではありません。文字をただ発音するだけで、それをまとめて言葉としてとらえ、さらに文としてとらえることはできるものではありません。

それで、“読解指導”ということがあるわけです。漢字だと、教えられない限り読めませんが、一度教わりますと、初めから文字を言葉としてつかむことができますので、すぐにすらすらと読めるようになります。